

答申第 639 号

平成 29 年 7 月 3 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 1 月 6 日付けで諮問された特定事業における事業者選定評価委員会に係る会議録等一部非公開の件（諮問第 714 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関は、特定事業における事業者選定評価委員会に係る議事録概要のうち、その一部を非公開とした決定については、別表3に掲げるものを公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年8月24日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定県有財産利活用事業（以下「本件事業」という。）に係る優先交渉権者の選定に関する事業者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の議事録概要及び個別採点結果について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年9月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、本件請求に係る議事録概要及び個別採点結果として、本件事業に係る委員会の第1回から第5回までの議事録概要及び本件事業に係る委員会の事業提案採点結果一覧（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定し、同年10月20日付けで、条例第5条第1号及び第4号を理由に別表1に掲げるものを非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年11月7日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに条例第19条第3項の規定に基づき当審査会が提出を求めた資料（行政不服審査法第9条第3項により読み替えて適用する同法第31条に基づく実施機関への口頭意見陳述の聴取記録）を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、処分の理由として条例第5条第4号「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当というが、全て実施機関の抽象的な独自の見解で、本件行政文書のどの部分

をどのような根拠で非公開にしたのかが全く明らかとならず、理由付記の要件を満たしていない。

- (2) 条例第5条第4号に該当する場合とは、名目的、抽象的に当該事務の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要である。
- (3) 事業提案採点結果一覧のうち、すでに合計点及び順位は公表しており、評価項目ごとの評価を公開しても優先交渉権者以外の事業者名と結びつかない限り、特に支障はない。また、事業者選考基準の配点、基準点及び委員会委員の評価点は非公開情報に該当せず、配点等が明らかになるとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことはなく、条例第5条第4号には該当しない。このことは、神奈川県県土整備局における総合評価方式の試行に関する運用ガイドラインに記載がある。
- (4) 本件処分を行った翌日に優先交渉権者が辞退しており、今後再募集を行うことになっている旨を非公開理由として弁明書に記載しているが、後付けの理由により非公開にすることは不当である。

#### 4 実施機関（総務局財産経営部財産経営課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第19条第3項の規定に基づき当審査会が提出を求めた資料（行政不服審査法第9条第3項により読み替えて適用する同法第31条に基づく実施機関への口頭意見陳述の聴取記録）並びに当審査会での実施機関の職員による口頭説明聴取における説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件行政文書について

本件事業は、公募型プロポーザル方式により、事業実施を希望する事業者から事業提案を広く募集し、事業応募者から提出された事業提案書等に対して、参加資格要件、応募者の財務状況、事業計画、施設計画等を評価して審査を行い、事業遂行能力等を最も有する事業者を優先交渉権者として選定するものである。

本件事業の優先交渉権者の選定において、県は学識経験者等から構成する

委員会を設置し、各委員から事業者の選定評価等に関する意見を聴取することとしている。

本件行政文書は、本件事業に関する委員会の第1回から第5回までの議事録概要及び本件事業に係る委員会の事業提案採点結果一覧である。

(2) 条例第5条第4号該当性について

ア 議事録概要

(ア) 第2回議事録概要のうち委員長の審査基準に関する発言内容

本件事業の事業者募集に当たっては、事業者募集要項上で公表している審査基準の下に審査用に非公表の詳細な審査基準を定めている。

委員長の審査基準に関する発言内容は、この詳細な審査基準に関する委員長の発言記録である。

このため、選定した優先交渉権者と契約の締結に至らなかった場合に、再度公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある段階で、当該発言内容を公開すると、再提案の可能性がある事業者が、非公表の詳細な審査基準を知り得ることになり、その提案内容に影響を与えることが予想される。

(イ) 第4回議事録概要のうち基本協定書の骨子案に関する発言内容

当該発言内容は、優先交渉権者選定後に県、特定市、特定法人及び優先交渉権者の4者で締結することになる基本協定書の骨子案という未成熟な情報に関する委員及び事務局の発言記録である。

そのため、基本協定締結前に、当該発言内容を公開した場合には、外部からの干渉、圧力等により、不当に県、特定市及び特定法人の間の率直な意見の交換が妨げられるとともに、今後の県、特定市及び特定法人の間の事務の遂行にあたり支障が生じることが予想される。

(ウ) 第4回議事録概要のうち審査方法案に関する発言内容

本件事業の事業者募集に当たっては、事業者募集要項上で公表している審査方法の下に審査用に非公表の詳細な審査方法を定めている。

審査方法案に関する発言内容は、この詳細な審査方法に関する委員及び事務局の発言記録である。

このため、選定した優先交渉権者と契約の締結に至らなかった場合に、

再度公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある段階で、当該発言内容を公開すると、再提案の可能性がある事業者が、非公表の詳細な審査方法を知り得ることになり、その提案内容に影響を与えることが予想される。

(エ) 第5回議事録概要のうち事業応募者とのヒアリング（質疑応答）及び意見交換に関する発言内容

これらの情報は、本件事業に係る提案事業者の提案内容に関する質疑応答及び提案内容に関する意見交換の発言記録である。

このため、選定した優先交渉権者と契約の締結に至らなかった場合に、再度公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある段階で、こうした情報を公開すると、提案事業者の具体的な考え、委員が評価する上で関心を持っている点、委員が具体的に評価した（評価しなかった）点等が明らかになり、再提案の可能性がある事業者からの提案内容に影響を与えることが予想される。

なお、優先交渉権者の選定について発表した際に、ホームページ上で委員の主な意見を公開したため、これに対応する部分の発言内容は公開することとした。

イ 事業提案採点結果一覧

(ア) 「事業提案に関する評価（A）の配点、基準点及び評価点」、「加点点評価事項（C）の配点及び評価点（宿泊施設の整備を除く。）」及び「減点点評価事項（D）の配点及び評価点」

本件事業の事業者募集に当たっては、事業者募集要項上で公表している評価項目毎の配点の下に、審査用に非公表の詳細な評価の視点毎の配点及び基準点を定めている。

このため、選定した優先交渉権者と契約の締結に至らなかった場合に、再度公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある段階で、評価の視点毎の配点、基準点等を公開すると、再提案の可能性がある事業者が、非公表の詳細な配点、基準点等を知り得ることとなり、その提案内容に影響を与えることが予想される。

(イ) 委員名

当該委員名を公開した場合には、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた事業者等の利害関係人等が、選定されなかった理由を委員会の総合点数のみならず各委員に係る評価点の差に求め、選定されなかった不服や批判を自己に不利益な評価をした個別の委員に向ける可能性を否定できない。このことに対する懸念が、委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、自らの見識や信念に従った評価を行う条件が損なわれることとなり、今後、同種の事務を実施しようとする場合に公正、中立な事業者選定がなされないおそれがある。

さらに、今後、同種の事務を実施するために同種の委員会を設置する際、かかる負担を回避するために委員への就任を躊躇する者が出てくるおそれがあるなど、適任の人材を配置することが困難になる。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項の規定に基づき実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

### (2) 条例第5条第1号該当性について

#### ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、本件処分により同号本文に該当するとして非公開とされた特定法人の担当者名の同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会で確認したところ、特定法人の担当者名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであると認められる。

よって、これらの情報は同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（同号ただし書ア）」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同号ただし書エ）」に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定している。

これを本件について見ると、前記アにおいて第1号本文に該当するとした特定法人の担当者名は、具体的には、委員会の事務局として参加していた特定法人の担当者名であることから、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、特定法人の担当者名は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型例を例示している。

同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

イ そこで、本件非公開情報の条例第5条第4号該当性について、以下、検討する。

#### (ア) 第2回議事録概要

当審査会が確認したところ、審査基準等に関する発言内容等が記載されている。

本件事業の事業者募集に当たっては、公表している事業者募集要項に記載された審査基準の下に審査用に非公表の詳細な審査基準が定められており、実施機関が非公開とした情報は、詳細な審査基準に関する発言内容である。

この非公表の詳細な審査基準の情報については、当該非公開部分の公開によらなくても、既に公表されている事業者募集要項の審査基準の中にある文言から、推測可能であると考えられる。

そのため、選定した優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合に、再度公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施する可能性がある段階で、当該発言内容を公開したとしても、再提案の可能性がある事業者が、非公表の詳細な審査基準を知り得ることで、その提案内容に影響を与え、支障が生じることは予想されない。そのため、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、審査基準に関する発言内容は、条例第5条第4号には該当しない。

#### (イ) 第4回議事録概要

当審査会が確認したところ、第4回議事録概要には、基本協定書の骨子案に関する発言内容、審査方法案等に関する発言内容等が記載されている。

基本協定書の骨子案に関する発言内容のうち、別表3に掲げるものは、基本協定書に関する一般的な内容が記載されており、公開したとしても、外部からの干渉、圧力等により不当に県、特定市及び特定法人の間の率直な意見の交換が妨げられ、今後の県、特定市及び特定法人の間の事務の遂行に当たり支障が生じることは予想されない。そのため、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、基本協定書の骨子案に関する発言内容のうち、別表3に掲げるものは、条例第5条第4号には該当しない。

また、審査方法案に関する発言内容のうち、別表3に掲げるものは、

①具体的な評価内容に関わらない一般的、事務的なもの、②既に事業者募集要項において公表されている審査基準を形式的に確認するもの及び③審査とは別の一般的な記載内容を含むものが記載されている。これらの情報は、公開したとしても、特定事業における適正な事業者選定を行うことは可能であることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第5条第4号には該当しない。

しかしながら、基本協定書の骨子案に関する発言内容のうち、別表2に掲げるものは、基本協定書に関する具体的な内容であり、実施機関の説明のとおり、基本協定未締結の段階で、未成熟である当該内容を公開した場合には、外部からの干渉、圧力等により不当に県、特定市及び特定法人の間の率直な意見の交換が妨げられるとともに、今後の県、特定市及び特定法人の間の事務の遂行に当たり支障が生じることが予想されることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第5条第4号に該当する。

また、審査方法案に関する発言内容のうち、別表2に掲げるものは、①評価における委員の重視事項、②評価に関する具体的基準、③評価に関する具体的基準が推測される事項及び④評価手法に関する具体的発言が記載されている。これらの情報は、いずれも審査の際における委員の具体的な着眼点であり、基本協定締結前の特定事業に関して再募集を行う可能性がある段階で、このような情報を公開した場合、実際に再募集があった際に、募集前に事業者が委員の具体的な着眼点を把握することが可能となり、当該着眼点を意識した事業提案がなされる可能性がある。

これにより、特定事業における事業者選定において、事業者本来の事業計画能力、事業提案能力を総合的に把握することが困難になることで、適正な審査が不可能になることから、これらの情報は、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第5条第4号に該当する。

#### (ウ) 第5回議事録概要

当審査会が確認したところ、第5回議事録概要には、事業応募者との

ヒアリング（質疑応答）、意見交換に関する発言内容、本件事業に係る委員会の事業提案採点結果一覧等が記載されている。

a 事業応募者とのヒアリング（質疑応答）及び意見交換に関する発言内容のうち、別表2に掲げるものには、応募者の提案内容に関するプレゼンテーション等を実施した際の審査における委員の具体的な着眼点とともに、優先交渉権者を含む事業者の具体的な提案内容が記載されており、実施機関はホームページで公表した部分を除いて非公開としている。

このような実際の審査における委員の具体的な着眼点及び事業者の具体的な提案内容を公開した場合、基本協定締結前の特定事業に関して再募集を行う可能性がある段階で、実際に再募集があった際に、募集前に事業者が委員の具体的な着眼点や優先交渉権者に選定された事業者の具体的な提案内容を把握することが可能となり、当該着眼点等を意識した事業提案がなされる可能性がある。

これにより、特定事業における事業者選定において、事業者本来の事業計画能力、事業提案能力を総合的に把握することが困難になることで、適正な審査が不可能になることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第5条第4号に該当する。

b 本件事業に係る委員会の事業提案採点結果一覧

(a) 委員名以外の情報

当審査会が確認したところ、別表1に掲げるもののうち、委員名以外の情報については、基本協定締前の特定事業に関して再募集を行う可能性がある段階で、このような情報を公開した場合、実際に再募集があった際に、募集前に事業者が詳細な配点を把握することが可能となり、当該配点を意識した事業提案がなされる可能性があることが認められる。

これにより、実施機関は、特定事業における事業者選定において、事業者本来の事業計画能力、事業提案能力を総合的に把握することが困難になることで、適正な審査が不可能になることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、

別表 1 に掲げるもののうち、委員名以外の情報は、条例第 5 条第 4 号に該当する。

(b) 委員名

委員名を公開した場合、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた事業者等の利害関係人等が、選定されなかった理由を、委員会の総合点数の差のみならず、各委員に係る評価点の差に求め、不服や批判を自己に不利益な評価をした個別の委員に向ける可能性を否定できない。

また、このことに対する懸念が、委員に、利害関係人等から受ける批判等に対する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、自らの見識や信念に従った評価を行う条件が損なわれることとなり、今後、同種の事務を実施しようとする場合に公正、中立な事業者選定がなされないおそれがある。

さらに、今後、同種の事務を実施するために同種の委員会を設置する際、かかる負担を回避するために委員への就任を躊躇する者が出てくるおそれがあるなど、適任の人材を配置することが困難になることが認められる。

こうしたことから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 5 条第 4 号に該当する。

(4) その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1（本件行政文書における非公開情報一覧）

第 1 回議事録概要

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名

第 2 回議事録概要

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名
条例第 5 条第 4 号該当	審査基準に関する発言内容	7	23 行目から 24 行目まで

第 3 回議事録概要

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名

第 4 回議事録概要

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名
条例第 5 条第 4 号該当	基本協定書の骨子案に関する発言内容	4	17 行目から 33 行目まで
		5	1 行目から 8 行目まで
条例第 5 条第 4 号該当	審査方法案に関する発言内容	5	10 行目から 32 行目まで
		6～10	全て
		11	1 行目から 9 行目まで

第 5 回議事録

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名
条例第 5 条第 4 号該当	ヒアリング（質疑応答）に関する発言内容	2～11	ホームページ上で公表している各委員の主な意見に対応している部分以外全て
		19～25	
条例第 5 条第 4 号該当	意見交換に関する発言内容	11～19 25～28	

本件事業に係る委員会の事業提案採点結果一覧

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第5条第4号該当	事業提案採点結果一覧	1	「委員名」
			「事業提案に関する評価（A）の配点、基準点及び評価点」
			「加點評価事項（C）の配点及び評価点（宿泊施設の整備を除く。）」
			「減點評価事項（D）の配点及び評価点」

備考1 頁番号は、議事録概要の最初の頁を1頁目として数えたものである。

備考2 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

別表 2（本件行政文書における原処分妥当箇所一覧）

第 1 回議事録概要

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名

第 2 回議事録概要

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名

第 3 回議事録概要

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名

第 4 回議事録概要

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名
条例第 5 条第 4 号該当	基本協定書の骨子案に関する発言内容	4	17 行目から 23 行目まで
条例第 5 条第 4 号該当	審査方法案に関する発言内容	5	16 行目から 22 行目まで 29 行目から 32 行目まで
		6	1 行目から 15 行目まで
		7	10 行目から 25 行目まで
		8	3 行目から 35 行目まで
		9	1 行目から 24 行目まで
		10	30 行目から 31 行目まで
		11	1 行目から 9 行目まで

第 5 回議事録

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第 5 条第 1 号該当	事務局欄	1	特定法人の担当者名
条例第 5 条第 4 号該当	ヒアリング（質疑応答）に関する発言内容	2～11 19～25	ホームページ上で公表している各委員の主な意見に対応している部分以外全て
条例第 5 条第 4 号該当	意見交換に関する発言内容	11～19 25～28	

本件事業に係る委員会の事業提案採点結果一覧

適用条項別	対象箇所	頁	該当部分
条例第5条第4号該当	事業提案採点結果一覧	1	「委員名」
			「事業提案に関する評価（A）の配点、基準点、評価点」
			「加点点評価事項（C）の配点、評価点（宿泊施設の整備を除く。）」
			「減点点評価事項（D）の配点、評価点」

備考1 頁番号は、議事録概要の最初の頁を1頁目として数えたものである。

備考2 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

別表3（公開すべき非公開情報一覧）

第2回議事録概要

対象箇所	頁	該当部分
審査基準に関する 発言内容	7	23行目から24行目まで

第4回議事録概要

対象箇所	頁	該当部分
基本協定書の骨子 案に関する発言内 容	4	24行目から33行目まで
	5	1行目から8行目まで
審査方法案に関する 発言内容	5	10行目から15行目まで、23行目から28 行目まで
	6	16行目から33行目まで
	7	1行目から9行目まで、26行目から33 行目まで
	8	1行目から2行目まで
	9	25行目から34行目まで
	10	1行目から29行目まで

備考1 頁番号は、議事録概要の最初の頁を1頁目として数えたものである。

備考2 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 1 月 10 日	○ 諮問
1 月 17 日	○ 実施機関に対し条例第 19 条第 3 項の規定に基づき資料の提出を要求
2 月 2 日	○ 実施機関から条例第 19 条第 3 項の規定された資料を收受
4 月 19 日 (第 171 回部会)	○ 審議
5 月 1 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開理由説明を聴取
5 月 17 日 (第 172 回部会)	○ 審議
6 月 21 日 (第 173 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 29 年 7 月 3 日現在) (五十音順)